

2019年12月19日

加盟団体 代表者 殿

公益財団法人全日本ボウリング協会
指導委員会 委員長 金谷 志信
認証部会 部会長 四宮 和裕
(公印省略)

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格 第4章ボウリングボールの変更について

拝啓、平素は当協会の諸事業に格別なるご理解とご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、2019年11月28日開催の理事会により表題の規格が2020年8月1日より一部改正し、施行されることとなりました。

本変更に伴い現在使用されているボールが使用できなくなる場合があるため、必ずボウリングボール規格をご確認いただき、規格に則ったボールを使用していただきますよう宜しくお願ひいたします。

2020年8月1日より施行される本規格のなかで、特にご注意いただきたい点は以下の通りです。
その他不明な点がありましたら、JBC事務局(担当:大澤、羽島)までご連絡ください。

敬具

記

① 第34条バランス (1) 10ポンドを超える重量のボール

- ・ ボールの上半分(指穴側)と下半分(指穴の反対側)の差が3オンス(85グラム)以内であることは変更ないが、フィンガーホールの左右(サイドウェイト)・前後(サム/フィンガーウェイトバランス)の差が3オンス(85グラム)以内となるように変更される。
- ・ 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも3オンス以上の差があつてはならない。

② 第35条ドリリング規格(1)

- ・ 指穴として使用するホールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限られる。
- ・ 投球中、全ての指穴を同時にグリッピングして使用せねばならない。

解釈:バランスホールのドリル、コンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用、親指を指穴へ入れない投球者における親指穴のドリル、これらが禁止となる。

③ 本規格は2020年8月1日一部改正し、施行する

→2020年7月31日までは現状の規格を適用のため、バランスは3・1・1でバランスホールやコンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用は可能。

【移行期間】

●2020年1月1日~2020年7月31日を移行期間とし、この期間中は新旧の規格で検査を実施する。(バランスホール有り・2列フィンガーホールの場合は旧規格検査、バランスホールが無いボールは新規格検査)

なお、本移行期間中におけるボール検査合格証の取り扱いについては、別紙【JBCボール検査合格証の記入について】を参照のこと。

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格 第4章ボウリングボール変更内容について

【変更経緯】

ワールドボウリングにおけるボール規格ルールの変更がなされた。
選手にとって重要である主な変更点は以下のとおりである。

- 10ポンド（4.53キログラム）を超える重量のボールは、ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が3オンス（85グラム）以内であることは変更ないが、
フィンガーホールの左右（サイドウェイト）・前後（サム／フィンガーウェイトバランス）
の差が3オンス（85グラム）以内となるように変更される。
- 指穴として使用するホールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限られる。
あわせて、各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールはあってはいけないこととなる。
よって、バランスホールのドリル、コンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用、親指を指穴へ入れない投球者における親指穴のドリル、これらが禁止となる。
- 本規格は2020年8月1日一部改正し施行されるが、2020年7月31日までは現状の規格を適用のため、バランスは3・1・1でバランスホールやコンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用は可能である。

【移行期間】

- 2020年1月1日～2020年7月31日を移行期間とし、この期間中は新旧の規格で検査を実施する。（バランスホール有り・2列フィンガーホールの場合は旧規格検査、バランスホールが無いボールは新規格検査）

【現行および改定案について】

下記は各条における変更点の要約である。

- 第32条（素材）
 - ・材質→素材へ変更し、ボールを製造する際の詳細な説明が追加された。
- 第33条（重量とサイズ）
 - ・現行の第33条（重量）と第34条（寸法）が統合され、各数値の表現方法に軽微な変更がなされた

●第34条（バランス）

・10ポンド以上のボールにおいて、トップ／ボトムウェイトの差が3オンス以内であることは変更ないが、フィンガーホールの左右（サイドウェイト）・前後（サム／フィンガーウェイトバランス）の差が3オンス（85グラム）以内となるように変更される。指穴や窪みが全くないボールは、どの半球で計測しても3オンス（85グラム）以内となる。

●第35条（ドリリング規格）

外観→ドリリング規格へ変更し、指穴として使用するホールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限られる。
あわせて、各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない。
現行記載されているバランスホールに関する文言が削除される。

●第36条（表面）

関連する文言が追加された。

●第37条（器具）、第38条（補助用具）

現行の第37条（ボールの表面）に記載されていた内容が第37条（器具）および第38条（補助用具）へ分けられ、表現の修正、取り外せる器具の条件が追加された。

●第39条（硬度）

ボールの表面硬度→硬度へ変更し、計測時の室温が定められた。

●第40条（クリーニング）

条文として追加された。

●第41条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

条文として追加された。あわせてソリッドをプラグの代わりにせず、一度埋めなおして再度新しいソリッドを入れなおす旨を追加。

●第42条トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量）

条文として追加された。

公益財団法人全日本ボウリング協会
ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格
第4章ボウリングボール

第32条（素材）

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構成物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール 1 個あたり 1/2 オンス（14 グラム）を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条（重量とサイズ）

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド（7.25 キログラム）以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ（68.58 センチメートル）以下、26.704 インチ（67.83 センチメートル）以上であるとする。直径は 8.595 インチ（21.83 センチメートル）以下、8.500 インチ（21.59 センチメートル）以上であるとする。

第34条（バランス）

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド（4.53 キログラム）を超える重量
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。
(トップ/ボトムウェイト)
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス（85 グラム）以上の差があつてはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド（4.53 キログラムから 3.62 キログラム）
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス（57 グラム）以内とする。
(トップ/ボトムウェイト)
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウェイト）
(サム/フィンガーウェイト)
 - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
- (3) 8 ポンド（3.62 キログラム）より軽いボール
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
(トップ/ボトムウェイト)

- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト)
(サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (二) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

第 36 条 (表面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あつてはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。

第 37 条 (器具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下であること

第 38 条 (補助用具)

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着していてはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第 39 条（硬度）

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温（20～25 度）で 72 デュロメーターD 以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。

第 40 条（クリーニング）

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えることなく、投球前にボールから拭い取るという条件で使用できる。これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第 41 条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作つてはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があつてはならない。（ソリッドをプラグの代わり使用してはならない）
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合しないなければならない。密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはつきり見えるように付けておくものとする。

第 42 条トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量）

- (1) 16 ポンド（7.25 キログラム）を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは 5 つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を 1 つ開けることが許される、直径 5/8 インチ（15.9 ミリメートル）、深さ 1/8 インチ（3.2 ミリメートル）を超えないものとする。
- (5) バランスは第 34 条のとおりとする。
- (6) 硬度は第 39 条のとおりとする。

附則

- (1) この規格は、1974 年(昭和 49 年)2 月 24 日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980 年(昭和 55 年)1 月 1 日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986 年(昭和 62 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990 年(平成 2 年)10 月 20 日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996 年(平成 8 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002 年(平成 14 年)11 月 12 日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006 年(平成 18 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008 年(平成 20 年)5 月 25 日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012 年(平成 24 年)5 月 27 日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より、施行する。
- (12) この規格は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2020 年(令和 2 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。

JBC ボール検査合格証の記入について

実施日 2019年12月

JBCボール検査合格証（記入例）

| | | | | | |
|-----------------------|----------------------------------|----------|----|-----------------------|---------------------------------------|
| JBC | | ボール検査合格証 | | No.○○○○○○○ | |
| 氏名 | 東京 太郎 | | 所属 | 東京都 | |
| J.B.C No. | 13-A-○○○○○ | | 硬度 | 75 | |
| ボール 名 | 例1) Black Diamond Particle Pearl | | | | |
| | 例2) ブラックダイヤモンドパーティクルボール | | | | |
| ボール No. | JP○○○○○ | 公 認 | WB | <input type="radio"/> | JBC |
| 重量 | 6.97kg | 指穴数 | 3 | プラグ | <input checked="" type="radio"/> 有() |
| 有効期限 2019年5月1日より1年間有効 | | | | | |

公益財団法人 全日本ボウリング協会

氏名・所属・J.B.C.No.

JBC会員証に記載されている、氏名、所属(連盟)名、JBC会員番号を記入する。

※ボール検査合格証の有効期間内に、年度切り替え等により、氏名、所属(連盟)名、JBC会員番号が変わった場合は、新しい氏名、所属(連盟)名、会員番号を訂正してそのまま使用する。

※訂正箇所には、JBC公認ボール検査員が確認し捺印する。（訂正印は氏名・会員番号・所属のみ使用可能）

ボール名・ボールNo・公認(WB・JBC)欄

ボール名は、ドリル証明証のボール名をWB（アブルーブリスト）・JBC公認ボール（ホームページ）で確認して記入する。（例1・例2の様にボール名は英文字・カタカナ記入どちらでもよい）WBかJBCの公認が確認できたらどちらかに「○」印を付ける。

ボールNoは、ドリル証明証とボールに刻印されている番号を確認して記入する。

硬度

デュロメーターDにより、3箇所以上を所定の方法で測定し、その平均をそのボールの硬度とする。
(競技終了すぐの測定はしないこと、測定時は室温20~25度で計測すること)

重量

ボールの重量は必ず「キログラム」単位で記入すること。

「重量」は台秤で計量することを原則とする。※小数点1ケタ～2ケタまで記入してもよい
指穴数・プラグ「無・有()」

ドリル証明証を確認してボール検査合格証に記入する。

※プラグをする時のソリッドでのプラグは、中に空洞ができるため禁止。

※ボールの表面に付いた傷をプラグした時は、プラグ数に含まない。

※有に○を付けた場合は()の中に数を記入する。

※バランスホールの数は含まない。記入するときに+1と書かないようにする。

※プラグ数と指穴数の訂正是2021年7月30日まで有効期間のカードについて訂正を可能とする。

(訂正する場合は再度検査を実施し規格内におさまっていることを確認してからボール検査員が訂正し捺印すること)

本証の有効期間は1年間とする

本証受領後ボールにプラグ等の再加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならない。

ドリル日 2019年5月1日

(No.○○○○-13号)

公認ドリラー名 青森花子

(No.○○○○-13号)

検査員名 佐賀三郎

㊞

連盟名 東京都ボウリング連盟

有効期間

「ボール検査合格証」の有効期間は、検査日から翌年の検査日の前日までの1年間とする。
(年度有効期間ではありません)

JBC公認ボール検査員が責任を持って有効期間を記入すること。

有効期間の記入は始まりの年月日のみ記入する。

例) 2019年5月1日より1年間有効

年の所は西暦で記入する、年号が記載されたカードは年号を訂正して記入する。

例) 平成2019年5月1日

公認ドリラーナ・ドリル日

ボール検査に合格したらボール検査員がドリル証明証を確認して公認ドリラーナ・ドリラーノ. (ブロンズ・シルバーの資格を持っている方がドリラーノ.の前にBかSが付いているNo.でドリル証明証に書いてあった場合はそのまま合格証に記入する)・ドリル日を記入する。公認ドリラーナ印は押さなくてよい。

※検査するボールに対し、JBC公認ドリラーナとJBC公認ボール検査員は、同じであってはならない。

※継続について、一度ボール検査を受け、「ボール検査合格証」の有効期間が失効し、加工等を一切しないで引き続き使用する場合は、JBC公認ボール検査員が、失効した「ボール検査合格証」か「ドリル証明証」のJBC公認ドリラーナと番号・ドリル日を確認・記入する。

※新規に検査するボールは、ドリル証明証を確認する。

※ドリラーナの印の所に印が押してあっても使用可能

※ドリル日は継続の場合のみ年号での記入をしてもよい。新規のドリルの場合は西暦で記入する。
(年号が入っているカードについては上記の有効期間と同じように訂正してよい)

検査日、検査員名、連盟名

ボール検査に合格した場合に、JBC公認ボール検査員の責任において、「検査員名」・「登録番号」を記入し、JBCに登録した印鑑を押す。(検査日は記入しなくてよい)

連盟名はボール検査員に販売(公認ドリラーナもボール検査員の資格を持っておりませんのでドリラーナにも販売をお願いします。)する時に連盟が連盟印を押す。

JBC公認ボール検査員が、自分のボールを検査することは認める。

※ドリル前に「ボール検査合格証」に署名捺印をし、発行することは禁止する。

(ボール検査前に「ボール検査合格証」にJBC公認ボール検査員氏名が捺印された「ボール検査合格証」を発見した場合は、このJBC公認ボール検査員の資格を取消す)

有効期間内の再加工等について

「ボール検査合格証」の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は必ず再検査をし、新しい「ボール検査合格証」を発行する。

同じボールを2人で使用する場合について

同じボールを2人で使用する場合は、それぞれの選手に「ボール検査合格証」が必要です。

JBC公認ドリラーナ・JBC公認ボール検査員に不正があった場合について

JBC公認ドリラーナ・JBC公認ボール検査員に不正があった場合は、即座に資格喪失とし、発行された「ボール検査合格証」は無効とする。

ボール検査合格証発行について

- ・「ボール検査合格証」は、選手の所属連盟において所属のボール検査員が検査をして発行するものとする。その際、所属連盟が定めているボール検査料金を納入する。
- ・「ボール検査合格証」は、鉛筆及び消せるボールペン等での記入を禁止する。